

# (参考資料) 第3期大津市いじめの防止に関する行動計画に位置付ける具体的取組一覧

赤字=重点取組

A.市・教育委員会が実施する施策	
1. いじめの未然防止	
(1)子どもに対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進</li><li>・周囲の子どもがいじめの解決に向けた行動をとれるような啓発</li><li>・専門家等によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施</li><li>・インターネット上のいじめの防止にかかる啓発の実施</li><li>・子どもを主体とした児童会・生徒会サミット等の実施</li><li>・幼児期における人権尊重の視点に立った教育・保育の実施</li><li>・青少年健全育成の推進</li></ul>
(2)教員及び専門スタッフ等の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進</li><li>・子どもからの相談にも対応する養護教諭「こころとからだの先生」の配置</li><li>・教科担任制及び学年担任制の推進</li><li>・スクールカウンセラーの全市立小・中学校への派遣</li><li>・教育委員会へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置</li><li>・教育委員会へのスクールロイヤーの配置</li><li>・学校生活支援員の配置</li></ul>
(3)いじめ問題等に関する研修・研究の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめの未然防止と適切な対応についての研修の実施</li><li>・教員を対象とした人権に関する研修の充実</li><li>・教員向けのいじめ対策等に関する情報提供・事例等の共有</li><li>・子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修</li><li>・いじめ対策推進室の相談調査専門員を対象としたいじめ問題に関する研修の充実</li><li>・いじめ対策に関する研究の推進</li></ul>
(4)保護者及び市民に対する啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ防止市民フォーラム等の実施</li><li>・いじめ防止に向けた保護者及び市民向けの広報啓発</li><li>・子どもの発達やこころに関する理解の推進</li><li>・市民を対象とした人権学習及び人権に関する広報啓発活動の充実</li></ul>
2. いじめの早期発見	
(1)市・教育委員会等における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置</li><li>・児童クラブ、児童館におけるいじめの早期発見</li></ul>
(2)学校が早期発見した事案への対応に関する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめの疑い段階の教育委員会への速報をもとにした指導・助言</li><li>・いじめの疑い事案にかかる教育委員会と市の情報共有</li></ul>
3. いじめへの対処	
(1)いじめ事案への対応を行う学校に対する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ事案対応にかかる指導主事や専門家等による指導・支援</li><li>・いじめ事案対応にかかる外部専門家の派遣</li><li>・インターネット上のいじめに関する対応マニュアルの更新・活用</li><li>・重大ないじめ事案に関する調査結果の適切な情報提供・公表</li><li>・いじめ対策推進室の相談調査専門員による子ども・保護者等への支援</li></ul>

B.学校が実施する施策	
1. いじめの未然防止	
(1)子どもの主体的な参画	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進</li><li>・学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定</li></ul>
(2)子どもに対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進</li><li>・インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施</li><li>・相談することの大切さに関する啓発</li><li>・子どもの心を豊かにする道徳教育の推進</li><li>・自他ともに認め合う人権教育の推進</li><li>・分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進</li><li>・思いやりの心を育てる異年齢交流の推進</li></ul>
(3)教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知</li><li>・保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ</li><li>・いじめ対策に関する校内研修の実施</li><li>・いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実</li></ul>
2. いじめの早期発見	
(1)いじめに関する情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施</li><li>・いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施</li><li>・教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施</li><li>・日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施</li></ul>
(2)いじめに関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有</li><li>・いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報</li><li>・保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進</li></ul>
3. いじめへの対処	
(1)いじめ事案への組織的かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応</li><li>・いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）</li><li>・インターネット上のいじめへの対応</li><li>・重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施</li><li>・いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存</li><li>・いじめ事案が生じたときの保護者との連携</li></ul>

C.家庭・地域との連携・協働により実施する施策	
(1)家庭との連携・協働によるいじめ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ対策に関する家庭への積極的な情報提供</li><li>・インターネット等の利用に関するルールづくりの推進</li><li>・いじめ対策にかかるPTA・保護者会等との協力・連携</li><li>・家庭教育の推進</li></ul>
(2)地域との連携・協働による多くの大人による子どもの見守り	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校見守り活動の推進</li><li>・スクールガードによる登下校時の見守りの強化</li><li>・少年補導（委）員による地域における子どもの見守りの強化</li><li>・人権擁護委員及び人権擁護推進員による相談対応の充実</li><li>・地域ぐるみで子どもを守り育てていくコミュニティ・スクールの推進</li></ul>

D.附属機関・関係機関等との連携により実施する施策	
(1)附属機関等と連携したいじめ事案等への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・大津の子どもをいじめから守る委員会による対応</li><li>・大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会による対応</li><li>・大津市いじめに関する重大事態再調査委員会による対応</li><li>・小中学校サポート会議による対応</li></ul>
(2)関係機関等との連携による重層的な支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめの背景となり得る課題に対する関係機関等と連携した対応</li></ul>

E.包括的な施策	
(1)効果的ないじめ対策を実施できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員の子どもの向き合うための時間の確保</li><li>・教職員の業務におけるいじめ事案の最優先の対応と、いじめ対策に関する取組の事務負担軽減の検討</li><li>・重層的な子ども支援に向けた関係機関等との連携の強化</li></ul>